

様式第 1 (16)

特別地域（特別保護地区、海域公園地区）内車馬
（動力船、航空機）の使用（着陸）許可申請書

自然公園法第 20 条（第 21 条、第 22 条）第 3 項の規定により水郷筑波国定公園の特別地域（特別保護地区、海域公園地区）内における車馬（動力船、航空機）の使用（着陸）の許可を受けたく、次のとおり申請します。

年 月 日

申請者の氏名（押印又は署名）及び住所
法人にあっては、名称、住所及び
代表者の氏名（押印又は署名）

茨城県知事 殿

目	的	
場	所	
行為地及びその 付近の状況		
車馬（動力船、 航空機）の種類 及び数		
使用（着陸） 範囲及び面積		
使用（着陸）方法		
予 定 日	着 手	年 月 日
	完 了	年 月 日
備	考	

(備考)

1 添付図面

- (1) 行為の場所を明らかにした縮尺 1:25,000 以上の地形図
- (2) 行為地及びその付近の状況を明らかにした縮尺 1:5,000 以上の概況図及び天然色写真
- (3) その他、行為の施行方法の表示に必要な図面

2 注意

- (1) 申請文の「 国定公園」の箇所には当該国定公園の名称を記入すること。なお、不要の文字は抹消すること。
- (2) 「場所」欄には、都道府県、市郡、町村、大字、小字、地番（地先）等を記入すること。
- (3) 「行為地及びその付近の状況」欄には、地形、植生等周辺の状況を示す上で必要な事項を記入すること。なお、必要に応じてその詳細を添付図面に表示すること。
- (4) 「使用（着陸）方法」欄には、自動車を時速 50 キロメートルで 1 日 2 回 1 周させる等、行為地内での活動状況、頻度等を記入すること。
- (5) 「備考」欄には、次の事項を記入すること。
 - ア 他の法令の規定により、当該行為が行政庁の許可、認可その他の処分又は届出を必要とするものであるときは、その手続きの進捗状況
 - イ 土地所有関係及び申請者が土地所有者と異なる場合は、土地所有者の諾否又はその見込み
 - ウ 過去に自然公園法の許可を受けたものにあつては、その旨並びに許可処分の日付、番号及び付された条件
- (6) 用紙の大きさは、日本工業規格 A 4 とすること。